水俣市告示第36の4号

水俣市空き家リフォーム等補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

水俣市長 髙岡 利治

水俣市空き家リフォーム等補助金

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の流通促進を図るため、空き家を所有している者又はこれから購入する者に対して、予算の範囲内において水俣市空き家リフォーム等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、水俣市補助金等交付規則(昭和62年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 現に人が居住しておらず、建築年数が10年を経過した水俣市内 に在する戸建ての住宅又は併用住宅をいう。
 - (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他権利を有し、第5号に定める居住利 用者と当該空き家の売買、贈与若しくは賃貸借(使用貸借を含む。以下同 じ。)契約を締結した者、又は今後締結予定の者をいう。
 - (3) リフォーム工事 建物の経年劣化した性能又は機能を実用上支障のない 状態まで回復又は向上させるために行う工事をいう。ただし、次に掲げる 費用は除く。
 - ア 倉庫及び車庫に係る工事費用
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用
 - (4) 家財道具 空き家に付随する不要な家具、家電等の物品をいう。
 - (5) 居住利用者 所有者等と売買、贈与若しくは賃貸借契約を締結した者、又は今後締結予定の者をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は所 有者等又は居住利用者とし、居住利用者は次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 居住利用者の世帯員全員が、令和6年4月1日以降、申請日までの3ヶ月 以内に、住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基 づく住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録された住所を空き家の住所 に異動しており、かつ、それ以前については、水俣市外に居住又は水俣市 内の親世帯等と同居又は賃貸物件に居住していること。ただし、やむを得

ない理由のため、空き家の住所に異動できない場合は、事業完了後1か月 以内に空き家の住所に異動させることを条件とし補助対象とする。

- (2) 居住利用者の世帯員全員が、空き家に5年を超えて居住する意思があること。
- (3) 居住利用者の世帯員のいずれも、市税等(申請日において水俣市又は転入前の市区町村により賦課されている市区町村税をいう。以下同じ。)の滞納をしていないこと。
- (4) 居住利用者の世帯員のいずれも、同一の住宅について、この要綱に基づく 補助金の申込みを行っていないこと。
- (5) 居住利用者の世帯員のいずれもが、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- 2 補助対象者となる所有者等は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。
 - (1) 市税等の滞納をしていないこと。
 - (2) 今後売買又は賃貸等により入居を予定している居住利用者より、前項各号に該当することの誓約を受けていること。
 - (3) 居住利用者より空き家のリフォーム工事及び家財道具の処分内容について同意を得ていること。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業は、令和6年4月1日以降に所有者等又は居住利用者が実施する空き家のリフォーム工事又は家財道具の処分若しくはその双方(以下「補助対象事業」という。)とし、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 住宅として使用するための20万円以上(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の補助対象事業であって、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人に請け負わせること。
 - (2) 補助金を申請する日(以下「申請日」という。)の属する年度(以下「補助対象期間」という。)に補助対象事業が完了すること。
 - (3) 補助対象事業を実施する空き家を1親等内の親族から取得していないこと。
 - (4) 補助対象事業を行う空き家に対して、国又は他の地方公共団体及び水俣市が 別途実施する補助対象事業を対象とする補助制度又はこの要綱に基づく補 助金を受けたことがないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の4分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、25万円を上限とする。ただし、水俣市空き家

バンク制度実施要綱(平成29年告示第9号)に基づき登録された空き家を購入又は賃借し、補助対象事業を実施する場合には、5万円を加算する。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水俣市空き家リフォーム等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 計画書(様式第2号)
 - (2) 誓約書(様式第3号)
 - (3) 空き家の購入又は賃借に関する契約書の写し
 - (4) 見積書の写し(内訳がわかるもの)
 - (5) リフォーム工事を行う場合は工事箇所の写真
 - (6) 家財道具の処分を行う場合は処分する家財道具の写真
 - (7) 申請日における住民票の写し(居住利用者に限る。)
 - (8) 第3条第1号の要件が証明できる書類(戸籍の附票、住民票除票等)の写し(居住利用者に限る。)
 - (9) 市税等を納める義務のある者についての滞納がないことを証明する書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金 の交付を決定したときは、水俣市空き家リフォーム等補助金交付決定通知書(様式 第4号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」 という。)に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要な指示をし、又は条件 を付することができる。

(リフォーム工事の着手)

第8条 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付決定後、速やかに補助対象事業に着手しなければならない。

(事業着手届)

- 第9条 交付決定者は、補助対象事業に着手しようとするときは、事業着手届(様式 第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象事業に関する請負契約書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(内容の変更等)

- 第10条 交付決定者は、リフォーム工事の内容を変更し、休止し、又は中止しようとするときは、水俣市空き家リフォーム等補助金変更等申請書(様式第6号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めると きは、水俣市空き家リフォーム等補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により

交付決定者に通知するものとする。

(事業完了届)

- 第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該補助対象事業が完了した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、事業完了届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業完了報告書(様式第9号)
 - (2) 補助対象事業を実施したことがわかる箇所又は家財道具の写真
 - (3) 領収書の写し(内訳が分かるもの)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による事業完了届の提出があったときは、その内容を審査し、及び現地調査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、水俣市空き家リフォーム等補助金補助金交付確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに請求書(様式 第11号)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、水俣市空き家リフォーム 等補助金請求書を受け付けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。 (補助金の経理等)
- 第14条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 交付決定者は、市長の求めがあったときは、前項の書類を提示しなければならない。
- 3 第3条第1号ただし書きに基づき、住所を異動させた場合は、住所異動後、14 日以内に住民票異動届(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し なければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

- 第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 事業完了後(第3条第1号ただし書きに該当する場合は住民票を異動した 時点)から5年以内に空き家から転居した場合
 - (2) 第3条第1号ただし書きに基づく、住所を期限内に異動させなかった場合
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

- (4) その他市長が特に必要と認める場合
- 2 前項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、水俣市 空き家リフォーム等補助金交付取消通知書(様式第13号)により通知するものと する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、 補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 (水俣市若者・子育て世帯空き家リフォーム補助金交付要綱の廃止)
- 2 水俣市若者・子育て世帯空き家リフォーム補助金交付要綱(令和5年告示第4 3号の2)は、廃止する。

_